

## 基礎・境界ソサイエティ フェロー推薦委員会およびフェロー候補者選出規程

(趣旨)

第1条 本選出規程は、「電子情報通信学会のフェロー推薦規程」(以下「本会推薦規程」と称す)に従って提出されたフェロー候補者推薦書を審査し、フェロー候補者を公正に選出し、本ソサイエティより電子情報通信学会のフェローノミネーション委員会に推薦することを目的とする。

(フェロー推薦委員会)

第2条 本ソサイエティ内に、フェロー候補者推薦書を審査する為のフェロー推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、本ソサイエティに提出されたフェロー推薦書およびフェロー候補者評価シートを参考にし、「本会推薦規程」を勘案してフェロー候補者を審査し、本ソサイエティ推薦のフェロー候補者を選出する。

3 本委員会の審査結果に関しては、非公開とする。

4 委員会は、ソサイエティ会長とソサイエティ会長が任命する10名のフェローによって構成されるものとする。またソサイエティ会長が必要と認める場合には、1～2名の必ずしもフェローに限らない委員を新たに指名・追加することが出来る。

5 委員会は、5名以上の出席者によって成立するものとする。ただし出席者数には委任状も計上されるものとする。

6 委員会委員の構成は、委員会発足前に基礎境界ソサイエティの運営委員会で承認を得るものとする。

7 委員会委員の任期は一年とし、フェロー資格を持つ委員のうち5名以下の委員は最大二期までの再任を認める。会長は、初年度の選出に当たり、再任を認める委員と再任を認めない委員とを選出する。

8 ソサイエティ会長は委員会を召集し、その委員長となる。

(運営委員会委員からの助言)

第3条 本委員会は、フェロー候補者の選出に当たり、本ソサイエティの運営委員会委員からの助言を求めることができる。

(フェローノミネーション委員)

第4条 理事会の下に設置されるフェローノミネーション委員会のソサイエティ代表委員には、ソサイエティ会長が就くものとする。

(事務担当者)

第5条 本委員会に関する事務的手続きは庶務幹事ならびに事務局が行う。

(規程の改定)

第6条 本規程の改定は、基礎境界ソサイエティ運営委員会で承認を得るものとする。

附 則           この規程は、平成12年10月2日から施行する。

平成13年6月4日一部改定